

用語集

大阪府環境審議会「建築物の環境配慮のあり方について(令和3年6月8日答申)」

○ 温室効果ガス

太陽の光により温められた地面が放出する熱(赤外線)を空気中にとどめる役割をする気体のこと。二酸化炭素やメタンなどがこれに該当する。

○ 大規模建築物

延べ面積が 10,000 m²以上の非住宅

○ 適合義務化

法令および条例に基づき、一定規模以上の延べ面積等の建築物に省エネ基準への適合を課すこと

○ エネルギーミックス

火力・水力などの発電、原子力発電、再生可能エネルギーによる発電をバランスよく組み合わせ、それぞれの特徴を最大限に活用すること

○ トップランナー基準

「住宅の省エネルギー基準」においては、努力義務を負うのが「建築主」であるのに対して、「住宅トップランナー基準」では、構造・設備に関する規格に基づき住宅を建築し分譲することを業として行う建築主（特定建築主）や、構造・設備に関する規格に基づき住宅を建設する工事を業として請け負う者（特定建設工事業者）を対象としています。分譲戸建住宅・注文戸建住宅・賃貸アパートのトップランナー基準を定め、一層の省エネ性能の向上を誘導しています。

○ トップランナー制度

答申別添の参考資料 6 を参照してください。

○ 3R

「ごみを減らす」という意味のReduce(リデュース)、「繰り返し使う」という意味のReuse(リユース)、「資源として再利用する」という意味のRecycle(リサイクル)という英単語の頭文字の3つを取って3Rという。

○ 再生可能エネルギー

自然の営みから半永久的に得られ、継続して利用できるエネルギー。有限でいずれ枯渇する化石燃料などと違い、自然の活動によってエネルギー源が絶えず再生、供給され、地球環境への負荷が少ない。

大阪府温暖化の防止等に関する条例で規定しているのは太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマス又はバイオマスを原材料とする燃料を熱源とする熱。

○ バイオマス

生物資源（bio）の量（mass）を表す言葉であり、「再生可能な、生物由来の有機性資源（化石燃料は除く）」のことを呼びます。

○ カーボンニュートラル

地球上の炭素(カーボン)を総量で見たときに、排出と吸収がプラスマイナスゼロとなる状態(中立 = ニュートラル)のことをいいます。

○ 建築物環境計画書

答申別添の参考資料 7(3)を参照してください。

○ 外皮性能

外壁・窓などの断熱性能

○ 一次エネルギー消費量

自然にそのままの形で存在する石油、石炭、天然ガス、水力、太陽光などのエネルギー

○ GJ（ギガジュール）

J は、エネルギー、仕事、熱量、電力量の単位。

G は基礎となる単位の 10 億倍の量であることを示す。

P J (ペタジュール)は単位の千兆倍の量を示す。

1 J (ジュール)は 0.239 カロリーとなる。

○ 経済・環境の好循環

環境を良くすることが経済を発展させ、経済の活性化が環境を改善すること

○ 自然的社会的条件の特殊性

答申別添の参考資料 4 を参照してください。

○ 標準入力法

省エネルギー基準への適合性を判断するための 2 つの方法の内の 1 つである「標準入力法（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第 1 条第 1 項第 1 号イ）」による評価方法

○ モデル建物法

省エネルギー基準への適合性を判断するための 2 つの方法の内の 1 つである「モデル建物法（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第 1 条第 1 項第 1 号ロ）」による評価方法

○ 建築物本体の耐用年数

公営住宅法では耐火構造の住宅の耐用年限を70年としている。また、文部科学省が策定した「学校施設の長寿寿命計画策定に係る手引き」（平成27年4月）においては、「物理的な耐用年数は適切な維持管理がなされ、コンクリート及び鉄筋の強度が確保される場合には70年～80年程度」としている。（財務省令が定める耐用年数は、あくまで税務上、減価償却費を算定するものであり建物の物理的な耐用年数ではない。）

○ LCC

建物のライフサイクルに要する総費用。

○ 都市居住型誘導居住面積水準

世帯人数に応じて、豊かな住生活の実現の前提として多様なライフスタイルに対応するために必要と考えられる住宅の面積に関する水準であり、都市の郊外及び都市部以外の一般地域における戸建住宅居住を想定した一般型誘導居住面積水準と、都市の中心及びその周辺における共同住宅居住を想定した都市居住型誘導居住面積水準からなる。

その面積（住戸専用面積・壁芯）は、住宅性能水準の基本的機能を充たすことを前提に、以下のとおりとする。

(1) 一般型誘導居住面積水準 1) 単身者 55m² 2) 2人以上の世帯 25m²×世帯人数+25m²

| 世帯人数 | 1 | 2 | 3 |
|------|------------------|-------------------|--------------------|
| 面積 | 55m ² | 75 m ² | 100 m ² |

(2) 都市居住型誘導居住面積水準 1) 単身者 40m² 2) 2人以上の世帯 20m²×世帯人数+15m²

| 世帯人数 | 1 | 2 | 3 |
|------|------------------|------------------|-------------------|
| 面積 | 40m ² | 55m ² | 75 m ² |

○ ZEH

ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）とは、外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備機器等の導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量（自然にそのままの形で存在する石油、石炭、天然ガス、水力、太陽光などのエネルギー）の収支がゼロとすることをめざした住宅のこと。

○ グリーン電力証書

グリーン電力証書とは、自然エネルギーにより発電された電気のもつグリーン電力の環境価値の保有を希望する需要家が、電気自体とは切り離されたグリーン電力価値を保有し、その事実を広く社会に向けて公表するためのツール

○ 建築物環境配慮制度

建築物の新築や増改築の際に、建築主による総合的な環境配慮の取組みを促進するための制度。本制度を大阪府では、地球温暖化やヒートアイランド現象※などの防止及び建築物の環境配慮について必要な事項を定めることにより、良好な都市環境の形成を図ることを目的とする「大阪府温暖化の防止等に関する条例」で規定している。詳細は答申別添の参考資料7を参照ください。

○ 確認申請との連動(建築基準関係規定化)

建築基準法における確認申請に際して、一定の要件を満たす非住宅は、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」(以下「建築物省エネ法」という。)で定められた省エネ基準に適合させなければ、確認申請手続きが完了しないなど一連の手続きとして扱われている。

具体的には、建築物省エネ法第 11 条第 1 項において「建築主は（中略）建築物エネルギー消費性能に適合させなければならない。」と規定されており、同条第 2 項において「前項の規定は、建築基準法第六条第一項に規定する建築基準関係規定とみなす。」ものと規定されている。

○ CASBEE

建築物の環境性能で評価し格付けする手法である。省エネルギーや環境負荷の少ない資機材の使用といった環境配慮はもとより、室内の快適性や景観への配慮なども含めた建物の品質を総合的に評価するシステムである。詳細は答申別添の参考資料 1 1 の 4 を参照してください。

○ ヒートアイランド現象

都市部ではエネルギーが大量消費されており、また地表面の大部分はアスファルト・コンクリート等の構造物で覆われている。このため、日中は土壌の水分蒸発による冷却効果が低下し、構造物に蓄えられた熱が夜間放出する等により都市部が郊外と比べて気温が高くなる。こうした地域で等温線を描くと都市部を中心とした「島」のような形になることから呼ばれる現象

○ 電気の排出係数

単位は、t-CO₂/kWh で、電気事業者ごとに異なっています。実排出係数は、電気事業者が販売した電力を発電するためにどれだけの二酸化炭素を排出したかを推し測る指標で、調整後排出係数は電気事業者の CO₂ 削減に貢献する度合いを表す指標とも言えます。国は電気事業者ごとに、毎年、実排出係数と調整後排出係数を公表することで電気の製造方法に関する情報公開を行っています。

○ 建築物環境性能表示

答申別添の参考資料 1 0 を参照してください。

○ 大阪サステナブル建築賞(大阪建築環境配慮賞)

大阪府が 2 0 0 7 年度から 2 0 1 4 年度まで実施していた、特に環境配慮に優れた建築物の建築主及び設計者への表彰制度。

○ CASBEE 大阪 OF THE YEAR

大阪市が 2 0 0 6 年度から 2 0 1 4 年度まで実施していた、特に環境配慮に優れた建築物の建築主及び設計者への表彰制度。

○ おおさか環境にやさしい建築賞

2015年度から、よりわかりやすく親しみやすい魅力ある賞を目指し、大阪府の「大阪サステナブル建築賞(大阪建築環境配慮賞)」と大阪市の「CASBEE 大阪 OF THE YEAR」の名称を「おおさか環境にやさしい建築賞」に統一した。

○ おおさかストップ温暖化賞

大阪府が2019年度から実施している、建築物におけるヒートアイランド現象の緩和に関し、他の模範となる特に優れた取り組みをした建築主及び設計者への表彰制度。